

名農水第 052001 号
令和 6 年 5 月 23 日

名護市長 渡具知 武豊
《公印省略》

令和 6 年度 漁港施設用地使用申込について

平素より本市水産業振興にご理解くださり誠にありがとうございます。
この度、屋我地漁港におきまして、2 隻分の船舶保管場所が確保できましたので、抽選を行い使用者の受付を致します。

利用希望者は別紙申込書を期限内に名護市役所農林水産課まで提出し抽選会へ参加していただくようお願い申し上げます。

なお、抽選会への参加が厳しい方については、抽選会場に同封の「委任状」をお持ちいただくことで代理人にて対応をすることができます。さらに、代理人での参加も厳しい方については、名護市担当で代理抽選いたします。その場合、「委任状」に加え、「漁港用地使用申込書(申込者控)」も併せてご提出下さい。郵送可能（令和 6 年 6 月 14 日必着）
送料については、申込者負担となりますので、ご了承下さい。

次年度以降も、用地の空き状況を 4 月中に本市ホームページでお知らせし、確保できた場合のみ、期間限定で申込受付いたします。
確保できない場合、申込受付はいたしませんので何卒ご了承下さい。

記

申込期間：令和 6 年 6 月 3 日(月) ～ 令和 6 年 6 月 14 日(金) 17 時まで

申込場所：名護市役所 農林水産課 林務水産係
(〒905-8540 名護市港一丁目 1 番 1 号)

抽選日時：令和 6 年 6 月 24 日(月) 14:00 受付 14:10 開始

抽選場所：名護市役所 別館 3 階 第 1 会議室 (1 階は水道料金支払窓口)

※時間厳守でお願いします。

※以下の場合、抽選会の参加資格は無いものとします。

- ①抽選会に遅れた場合
- ②委任状に不備があった場合
- ③申込期間内に「委任状」「漁港用地使用申込書(申込者控)」が届かない場合

※別紙、漁港使用の注意事項及び占用条件と手続きについても予めご了承下さい。

お問合せ先
名護市農林水産課 担当：岸本・久高
電話 0980-53-1212 (内線 283)

漁港用地使用申込書 (控)

申込日：令和 年 月 日

申込期間：令和6年6月3日(月)～令和6年6月14日(金)17時まで

名前：

住所：

連絡先：

希望： 屋我地 漁港

抽選会日時：令和6年6月24日(月) 14時受付 14時10分開始

抽選場所：名護市役所 別館3階 第1会議室

【注意事項】

- ① 申込多数の場合、上記日時に抽選会を行う。(時間厳守)
- ② 抽選は、本人または代理人で行う。
- ③ 抽選から外れた場合、申込書は返却または破棄する。
- ④ 本申込書は本年度に限る。次年度は再度申込が必要。

お問い合わせ先
名護市農林水産課林務水産係
電話 0980-53-1212(内線283)

漁港用地使用申込書 (申込者控)

申込日：令和 年 月 日

申込期間：令和6年6月3日(月)～令和6年6月14日(金)17時まで

名前：

住所：

連絡先：

希望： 屋我地 漁港

抽選会日時：令和6年6月24日(月) 14時受付 14時10分開始

抽選場所：名護市役所 別館3階 第1会議室

【注意事項】

- ① 申込多数の場合、上記日時に抽選会を行う。(時間厳守)
- ② 抽選は、本人または代理人で行う。
- ③ 抽選から外れた場合、申込書は返却または破棄する。
- ④ 本申込書は本年度に限る。次年度は再度申込が必要。

お問い合わせ先
名護市農林水産課林務水産係
電話 0980-53-1212(内線283)

委任状

名護市長 殿

私は、自身が所有する船舶（船名_____船舶番号_____）

について、漁港施設使用届等の手続きに関することを下記代理人へ委任いたします。

また、代理人に対して一切の責任を問いません。

【代理人】

住 所

氏 名

印

連絡先

令和 年 月 日

【委任者】

住 所

氏 名

印

連絡先

※裏面の記入例をご覧の上、すべて委任者で記入下さい。

記入例

委任状

名護市長 殿

船舶検査証より記入

船舶検査証より記入

私は、自身が所有する船舶（船名_____船舶番号_____）

について、漁港施設使用届等の手続きに関することを下記代理人へ委任いたします。

また、代理人に対して一切の責任を問いません。

【代理人】

住所

氏名

連絡先

名護市担当での代理を希望する場合、氏名欄に「名護市役所」と記入下さい。
代理人を立てる場合は、代理人の住所・氏名・連絡先を委任者で記入下さい。

令和 年 月 日

記入日

【委任者】

住所

氏名

連絡先

必ず押印下さい（認印で可）

印

※すべて委任者で記入下さい。

漁港使用上の注意事項

○漁港について

漁港は公共施設でありつつ、利用する船舶として漁船を想定しており 主な利用者は漁業者 であります。よって、関係法令を遵守しつつ漁業者の使用の妨げにならないように、以下に注意しご利用をお願いいたします。

- ① 港内岸壁等の係留及び停泊は原則認めておりません。
荷物の積み下ろし、人の乗り降り等の短時間の係留は構いませんが、漁業者の支障にならないよう行って下さい。
- ② 指定された使用場所をご利用下さい。
- ③ 漁港は使用を原則としており、船舶の保管のための施設ではありません。
明らかに使用していない船舶については、使用または占用許可を更新しない場合がありますので、ご留意下さい。
- ④ 申請者以外の使用はできません。また、使用場所の又貸しは禁止です。
- ⑤ 船舶検査済みシールを貼付してしない船舶が見受けられます。
検査済みシールは必ず貼付下さい。
- ⑥ ナンバーのない車両の漁港内での使用や放置することは認めていません。
- ⑦ 使用場所周辺の清掃を心がけ、物など放置しないようにして下さい。
- ⑧ 台風等の安全対策をしっかり行って下さい。

裏面に続く →

市管理漁港内でのプレジャーボート占有条件と手続きについて

令和5年3月20日

この度、プレジャーボートの占有条件や手続きについて改めて検討し、下記のとおり見直しました。以下の条件で運用致しますので予めご了承下さい。

【占有条件】

- ① 名護市に納税している市内在住者優先。
- ② 占有中の方が市外へ転居した場合、継続可能。
- ③ 占有中の方が船を買い替えた場合、継続可能。
- ④ 船を売買し所有者が変わった場合、継続不可。(退去)
- ⑤ 占有中の方が亡くなり船の所有者が変わる場合、2親等以内の親族に限り継続可能
- ⑥ 占有中の方が生存中に2親等以内の親族に譲る場合、継続可能。

2親等以内の範囲 …… 配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹

【取扱不可】

- ・既に占有されている漁港や占有場所の変更。
- ※再度お申込手続きが必要。

【委任状または使用承諾書が必要な事例】

- ① 船舶所有者と申請者が同一、手続きが代理人の場合 ➡ 委任状
- ② 船舶所有者と申請者が異なる場合 ➡ 使用承諾書
- ③ 船舶所有者が法人、申請者が代表者の場合 ➡ 不要
- ④ 船舶所有者が法人、申請者が従業員の場合 ➡ 使用承諾書
- ⑤ 船舶所有者と申請者は同一だが船舶免許証がなく、使用者が明らかに異なる場合 ➡ 使用承諾書

名護市農林水産部農林水産課林務水産係
電話 0980-53-1212(内線 283)